改正後	改正前
(基準器検査の申請)	(基準器検査の申請)
書を都道府県知事、研究所又は日本電気計器検定所(以下「検第六条 基準器検査を受けようとする者は、様式第一による申請し	書を都道府県知事、研究所又は日本電気計器検定所(以下「検 第六条 基準器検査を受けようとする者は、様式第一による申請
	査機関等」という。) に提出しなければならない。
2~4 [略]	2~4 [略]
5 第一項の申請書には、法第百四十四条第一項の登録事業者が	5 第一項の申請書には、法第百四十四条第一項の登録事業者が
可以内のようので限る。一となけれることができる。 交付した計量器の校正に係る同項の証明書(当該発行から三十	きる。
備考 表中の [] の記載は注記である。 	